13　法第四十一条の十二の二第十項の償還金の支払者は、同項本文の規定により同項に規定する通知書に記載すべき事項を同項に規定する支払を受ける者に対し提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

14　前項の規定による承諾を得た同項の償還金の支払者は、同項の支払を受ける者から書面又は電磁的方法により法第四十一条の十二の二第十項本文の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該支払を受ける者に対し、同項に規定する通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該支払を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定振替社債等の発行者の特殊関係者の判定等）

第二十六条の十八　法第四十一条の十三第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項及び第三項において「特定振替社債等」という。）の同条第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が当該特定振替社債等の同項に規定する発行者（以下この項及び第三項において「発行者」という。）の同条第二項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次項及び第三項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。

2　法第四十一条の十三第三項の場合において、同項に規定する民間国外債（以下この項及び次項において「民間国外債」という。）の同条第三項に規定する償還差益の支払を受ける者が当該民間国外債の発行をする者の同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該民間国外債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

3　法第四十一条の十三第四項の場合において、同項の非居住者が、特定振替社債等の発行者の同条第二項に規定する特殊関係者又は民間国外債の発行をする者の同条第三項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行者又は当該発行をする者の当該非居住者が当該特定振替社債等又は当該民間国外債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

4　法第四十一条の十三第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受ける法第四十一条の十三第一項に規定する償還差益、同条第二項に規定する償還差益若しくは同条第三項に規定する償還差益（次号において「償還差益」という。）又は所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者につき生ずる法第四十一条の十三第四項に規定する損失の額（次号において「損失の額」という。）のうち、当該非居住者の所得税法第百六十四条第一項第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられるもの

二　所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける償還差益又はこれらの号に掲げる非居住者につき生ずる損失の額のうち、これらの非居住者のこれらの号に規定する事業に帰せられるもの

第二十六条の十八の二を削る。

第二十六条の十九から第二十六条の二十二までを次のように改める。

（非居住者が支払を受けるべき割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲）

第二十六条の十九　法第四十一条の十三の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人の発行する割引債（法第四十一条の十三の二第一項に規定する割引債をいう。以下この条において同じ。）の償還差益（同項に規定する償還差益をいう。以下この条において同じ。）のうち、当該償還差益の金額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するもの

イ　当該割引債の社債発行差金（第二十六条の九の二第一項第一号イに規定する社債発行差金をいう。次号において同じ。）

ロ　イに掲げる金額のうち当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号に規定する事業を行う一定の場所を通じて国内において行う事業に帰せられる部分の金額

二　法人税法第百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人の発行する割引債の償還差益のうち、当該償還差益の金額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するもの

イ　当該割引債の社債発行差金

ロ　イに掲げる金額のうちこれらの外国法人の法人税法第百四十一条第二号又は第三号に規定する事業に帰せられる部分の金額

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第二十六条の二十　法第四十一条の十三の三第四項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債（以下この条において「特定振替割引債」という。）の発行者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

二　特定振替割引債の発行者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

2　前項各号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前二号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

3　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

4　法第四十一条の十三の三第四項の場合において、特定振替割引債の同条第七項第八号に規定する償還金（以下この条において「償還金」という。）若しくは法第四十一条の十三の三第二項に規定する償還差益（次項において「償還差益」という。）の支払を受ける者又は非居住者につき特定振替割引債の償還（法第四十一条の十二の二第一項に規定する償還をいう。以下この項及び第二十七項において同じ。）により損失の額が生ずるときにおける当該非居住者が当該特定振替割引債の発行者の特殊関係者（法第四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。）であるかどうかの判定は、当該発行者の当該特定振替割引債の償還の日を含む事業年度（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第二十七項において同じ。）開始の時の現況により行うものとする。